

馬登録等における書類の変更について（令和3年4月1日以降）

令和3年4月1日 NAR登録課

馬登録、馬名変更、馬登録事項変更（馬主変更）、馬登録抹消、馬登録証再交付における必要書類について、以下のとおり変更します。

1. 変更点

【押印の廃止】

以下のとおり、押印が廃止となります。

- 全ての提出書類への馬主の実印（※）、認印

※書類作成者の本人確認書類として、次のいずれか1点の添付が必要

	書類名	馬主区分
1	印鑑登録証明書	個人・法人・組合
2	履歴事項全部証明書	法人
3	運転免許証の写し	個人・組合
4	旅券（パスポート）の写し	個人・組合
5	個人番号カード（マイナンバーカード）（表面に限る）の写し	個人・組合

- 譲渡証明書への譲渡元（前所有者）の認印

【印鑑登録証明書及び履歴事項全部証明書の有効期限】

有効期限は下表のとおりとなります。

	馬主	連絡責任者
原本	1年	1年
複写	1年 → 3ヶ月	1年 → 3ヶ月

なお、複写の有効期限については、これまでの運用を鑑み、当面の間、提出書類等に実印（押印の複写不可）がある場合は原本と同等とし、従前どおり1年とする。

2. 変更開始日

令和3年4月1日の申請受付分から

3. その他

- ・既に作成した書類については、差し替えは不要です。